

令和元年度 第1回大分県森林^{もり}づくり委員会

日時：令和元年6月25日（火）

14：00～16：30

場所：大分県庁本館 8階 81会議室

次 第

1. 開 会

2. 審議監あいさつ

3. 議 事

(1) 森林環境税の概要について

(2) 平成30年度森林環境税活用事業の取組について

【対象事業】

- | | |
|--------------------|------------|
| ①災害に強い森づくり推進事業 | (森林整備室) |
| ②県立スポーツ施設建設事業 | (体育保健課) |
| ③国立公園等施設整備事業 | (自然保護推進室) |
| ④森林づくりボランティア活動促進事業 | (森との共生推進室) |

(3) 令和元年度森林環境税活用事業について

(4) その他

- ①国の森林環境譲与税について
- ②今後のスケジュールについて

4. 閉 会

大分県森林づくり委員会 委員名簿

1. 委員名簿

		氏名	住所	所属団体及び役職名等	会議出欠	懇親会
学識 経験者	1	ハヤシ ヒロアキ 林 浩昭	大分市	国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 会長 別府大学客員教授	○	○
	2	タカノ ケイ 田中 圭	大分市	大分大学理工学部 准教授	○	○
林業	3	コウノ シュウヤ 後藤 重也	佐伯市	直川林研グループ 会長	○	○
	4	クワシ ジョウ 工藤 佳枝	九重町	久大林産(株)	○	×
木材 活用	5	ヨコヤマ タイチ 横山 太一	大分市	大成住建株式会社 専務取締役	○	○
	6	キノ ダイニ 吉野 大二	大分市	大分県木材協同組合連合会 専務理事	○	○
森林 教育	7	アシガタ ユキヨ 足利 由紀子	中津市	NPO法人水辺に遊ぶ会 理事長	×	×
	8	サガラ タカノリ 相良 尊徳	玖珠町	大分森林インストラクター会 会長	○	×
漁業 ・海	9	カガキ ミコ 岡崎 都	中津市	大分県漁業協同組合女性部 監事	○	×
観光 (景観)	10	ヒメノ ユカ 姫野 由香	大分市	大分大学理工学部 助教	×	×
消費者	11	タカシ マリコ 高司 真理子	豊後 大野市	生活協同組合コープおおいた 理事	×	○
企業	12	サウノ ヨシ 佐藤 弥生	大分市	大分銀行 地域創造部 地域社会貢献グループ 業務役	○	○
公募	13	タマケツ ケンジ 詫摩 賢治	杵築市	一級建築士	○	○
	14	ハヤシ ヒロミ 林 弘美	大分市	NPO法人みどりの森プロジェクト 理事長	○	○

11

9

2. H30事業説明者

事業名	氏名	所属等	会議出欠	懇親会
災害に強い森林づくり推進事業	田口 孝男	森林整備室 造林・間伐班 室長補佐(総括)	○	-
県立スポーツ施設建設事業	山元 博士	保健体育課 主幹(総括)	○	-
国立公園施設整備事業	美登 裕二郎	自然保護推進室 室長補佐(総括)	○	-
森林ボランティア活動促進事業	岡部 佑樹	森との共生推進室 森づくり推進班 主任	○	-

4

3. 事務局

	氏名	所属等	備考	会議出欠	懇親会
事務局	森迫 常德	農林水産部 審議監(林政)		○	○
	吉松 史考	森との共生推進室 室長		○	○
	上野 勝巳	森との共生推進室 室長補佐(総括)		○	○
	松原 恵子	森との共生推進室 主幹		○	○
	阿南 篤宜	森との共生推進室 主査		○	×
	岡部 佑樹	森との共生推進室 主任		○	○

5

5

大分県森林づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例（平成18年大分県条例第26号）第1条に規定する森林環境保全基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関する事
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関する事
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関する事
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関する事
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関する事。
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

(1) 県森林環境税の概要について

3 (1) 森林環境税の概要について

① 森林環境税導入の目的

森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための施策に必要な財源を確保するため、平成18年度から県民税の特例として森林環境税を導入した。

② 森林環境税の概要

- ・ 期 間 税の特例期間：5年
第3期：平成28年度～令和2年度
今年度は第3期の4年目
3本の施策の柱により各種事業を展開
- ・ 税 額 個人…年額 500円
(個人県民税の上乗せ)
法人…年額 1,000円～40,000円
(法人県民税(均等割額)の5%)
- ・ 税 収 単年度 約3億2千万円
- ・ 管理、運営 徴収した税は森林環境基金条例に基づき「森林環境保全基金」に積立て、上記①の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り活用
基金の適正な運用を図るため、第三者機関「大分県森林づくり委員会」を設置し、事業の審査や成果の検証等を実施

③ 全国の森林環境税導入状況

大分県は全国で9番目に導入した。
H31.3現在、37府県、1市導入

森林環境税事業は様々な活動に取り組んでいます

あなたの500円が
おいたの森林を守ります!



大分県森林環境税は、森林を県民共通の財産として保全し、県民みんなで守り育てるため、平成18年度から導入されています。

<p>荒廃森林の整備</p> <p>荒廃した人工林(スギ・ヒノキ)を伐採して健全な森林へ誘導しています</p>	<p>くらしを守る森づくり</p> <p>防護柵を設置したり、シカを捕獲することで、植えた木を守り、生態系の保全に努めています</p>	<p>森林シカ被害防止対策</p> <p>シカの皮はぎによる被害</p>
<p>人工林資源の再生</p> <p>伐採後の林地に苗木を植えています</p>	<p>森を育てる・使う</p>	<p>県産材の利用を促進</p> <p>幼稚園などの施設に県産木材を利活用しています</p>
<p>森林環境教育・木育の推進</p> <p>子どもが森や木にふれ親しむ事業を実施しています</p>	<p>県民が森にふれ親しむ</p>	<p>森林ボランティア活動の推進</p> <p>森林ボランティアの活動の促進や県民総参加で行う植樹活動を実施しています</p>

森林環境税（3期）の方向性

【第2期→第3期】

森林の現状と課題

山村地域の過疎化

管理放棄森林の存在

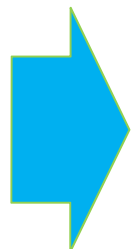
森林の多面的機能発揮による、環境問題への取組

人工林資源の循環利用

林業・木材産業を通じた地域活性化

次世代への豊かな森林を継承するための教育

森林環境税に対しての、県民意識の醸成



【第3期（H28～R2）の用途のあり方】

I 県民生活と自然環境を守る森林づくり

- ① 荒廃森林の整備
- ② 里山林の保全と利活用
- ③ シカ被害対策の推進
- ④ 森・川・海をつなぐ環境の整備

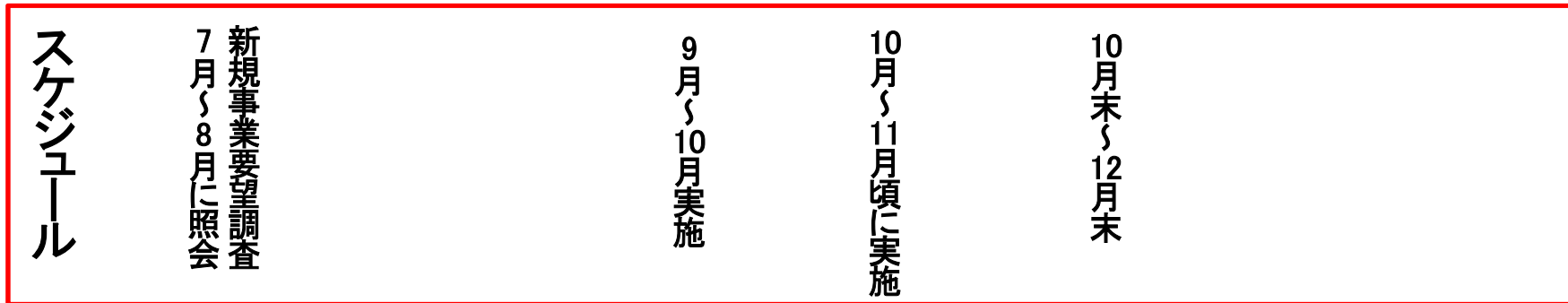
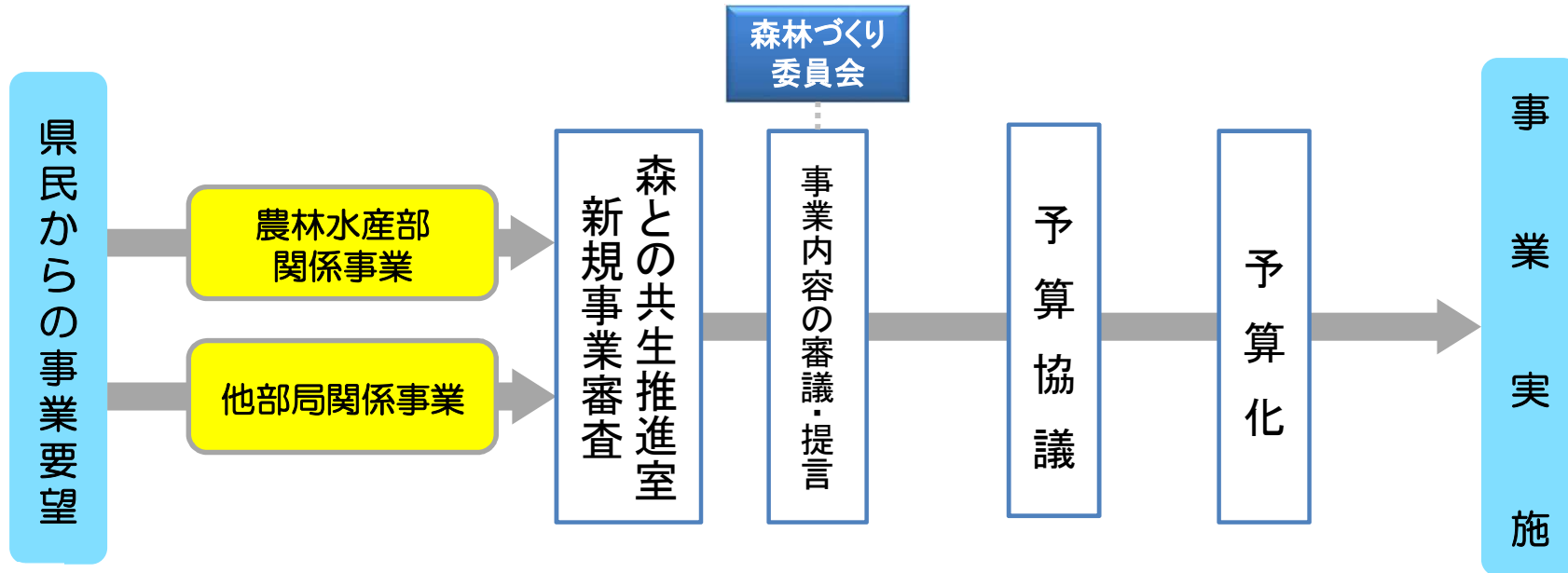
II 森林資源の循環利用による地域活性化

- ① 森林資源の需要拡大
- ② 健全な人工林資源の再生
- ③ 林業の担い手確保・育成

III 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組

- ① 森林環境教育・木育の促進
- ② 森林ボランティア活動の促進
- ③ 森林づくりへの理解と参加を広げる活動

森林環境税事業のフロー



森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施状況
(導入年度順)

平成29年4月1日現在

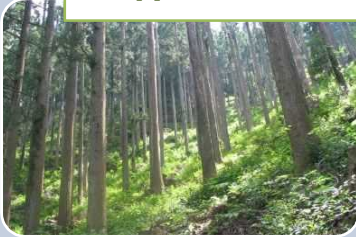
NO	都道府県名	導入年度	税の名称(通称)	課税のしくみ		
				方式	個人	法人
1	高知	15	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	500円/年
2	岡山	16	おかやま森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
3	鳥取	17	森林環境保全税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
4	島根	17	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
5	山口	17	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
6	愛媛	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
7	熊本	17	水とみどりの森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
8	鹿児島	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
9	岩手	18	いわての森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
10	福島	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
11	静岡	18	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	400円/年	均等割額の5%増
12	滋賀	18	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の11%増
13	兵庫	18	県民緑税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の10%増
14	奈良	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
15	大分	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
16	宮崎	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
17	山形	19	やまがた緑環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
18	神奈川	19	水源環境保全税	県民税均等割・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし
19	富山	19	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%、10%、12.5%
20	石川	19	いしかわ森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
21	和歌山	19	紀の国森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
22	広島	19	ひろしまの森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
23	長崎	19	ながさき森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
24	秋田	20	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の8%増
25	茨城	20	森林湖沼環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
26	栃木	20	とちぎの元気な森づくり県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
27	長野	20	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
28	福岡	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
29	佐賀	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
30	愛知	21	あいち森と緑づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
31	宮城	23	みやぎ環境税	県民税均等割超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増
32	山梨	24	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
33	岐阜	24	清流の国ぎふ森林・環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
34	群馬	26	ぐんま緑の県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
35	三重	26	みえ森と緑の県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
36	京都府	28	豊かな森を育てる府民税	府民税均等割超過課税	600円/年	なし
37	大阪府	28	森林環境税	府民税均等割超過課税	300円/年	なし
1	横浜市	21	横浜みどり税	市民税均等割超過課税	900円/年	均等割額の9%増

**(2) 平成30年度森林環境税
活用事業の取組について**

3 (2) 平成30年度森林環境税活用事業の取組について

森林環境税 事業費 316,381 千円

森をつくる



I 県民生活と自然環境を守る
森林づくり 121,422千円 (38%)

森林をつかう



II 森林資源の循環利用による
地域活性化 113,669千円 (36%)

森とふれあう



III 森にふれ親しみ、森林づくりを
支える取組 81,290千円 (26%)

I 県民生活と自然環境を守る森林づくり

- 災害に強い森づくりの推進
- 荒廃竹林の整備
- 里山の保全と利活用
- シカ被害対策の推進
- 森・川・海をつなぐ環境の整備

荒廃竹林整備・利活用推進事業

H30執行額 6,683千円

- ・荒廃竹林の広葉樹林化
H30整備面積 1.7ha
- ・伐竹、作業路整備による優良竹林化
H30伐竹面積 4.8ha
H30作業路開設 1,200m



II 森林資源の循環利用による地域活性化

- 森林資源の需要拡大
- 健全な人工林資源の再生
- 林業の担い手確保・育成

再造林促進事業

H30執行額 93,075千円

- ・林業適地における疎植造林
2,000本/ha植栽を実施
H30再造林面積 823ha

年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画	650 ha	700 ha	930 ha	980 ha	1,010 ha
実績	663 ha	914 ha	823 ha	— ha	— ha



III 森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組

- 森林環境教育/木育の促進
- 森林ボランティア活動の推進
- 森林づくりへの理解と参加を広げる活動

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業

H30執行額 1,064千円

- ・祖母山登山道の整備
- ・祖母山九合目山小屋トイレ整備
- ・藤河内溪谷キャンプ場トイレ棟整備

